

令和3年度 第1回幸田町都市計画審議会 会議録

開催日時 令和3年5月11日(火) 午前10時00分～午前11時30分
開催場所 幸田町役場 4階 第3・第4委員会室
出席委員 松本幸正、浅井厚視(代理:杉山企画調整監、随員:渡邊課長補佐)、後藤安彦(代理:志摩真広警部補)、丸山千代子、榊原昭博、前岩修、山口文雄、本多一夫、廣野房男、金子一元、加藤恵子
幸田町 成瀬町長
事務局出席者 建設部 羽根渕部長、横山次長
都市計画課 山崎課長、鈴木補佐、小林技師
企画部 企業立地課 近藤学再任用職員

(開会時間 午前10時00分)

1 審議会成立条件の報告(都市計画課長)

11名の都市計画審議会委員全員の出席であり、幸田町都市計画審議会条例第7条第2項を満たしており、本日の審議会成立の報告。

2 あいさつ

(町長)

(会長あいさつ)

3 委員紹介

委員及び事務局の自己紹介

4 議事

(1) 議案

議案第1号 西三河都市計画道路の変更(幸田町決定)について(説明者 鈴木補佐)

それでは、ご説明させていただきます。なお、第1号議案と第2号議案につきましては、関連がございますので、一括して説明させていただきます。

それではまず、議案第1号 西三河都市計画道路の変更(幸田町決定)について、説明いたします。次第と同じ資料の最後に添付してあります、A3の大きさの図面、右肩に資料3と記載してある資料をご覧ください。幸田町役場周辺から東側、国道248号線までを示した、計画図でございます。東西にオレンジ色の実線で示してあるところが(都)岩堀線です。

この(都)岩堀線は、将来の工業の発展、人口の増加を見据え、通過交通及び内部発生交通を処理するため、昭和36年に都市計画決定されております。また、この道路は幸田町都市計画マスタープランにおいて、(都)六栗大草線、県道名は岡崎幸田線と(都)蒲郡岐阜線、国道名は248号線を結ぶ「補助幹線道路」として位置付けられています。

今回の変更は、愛知県都市計画道路見直し方針に基づき、必要性等の検証を行いました。(都)岩堀線の南側には水色で示しました、2車線で片側歩道を有する町道幸田萩線が並走しており、同じく水色で示しました、両側歩道を有する町道大山元林1号線、役場の東側の道路、を介して、(都)六栗大草線と(都)蒲郡岐阜線を結んでいます。これらの町道は、概ね幅員10mで整備が完了しており、現在円滑に交通処理を行っており、都市計画道路の代替機能を有しています。つまり、現道が(都)岩堀線と同等のアクセス機能を有しているため、(都)岩堀線の全線約1,030mの区間を廃止するものであります。

議案第2号 西三河都市計画道路の変更(県決定)について(鈴木補佐)

続きまして、議案第2号 西三河都市計画道路の変更(県決定)について、説明いたします。引き続き資料3をご覧ください。図面上、黒色の少し太い実線で表示し、都市計画道路名を赤色で塗りつぶしている道路、図面右から、(都)蒲郡岐阜線、(都)生平幸田線、(都)六栗大草線の3路線が、今回変更する都市計画道路となります。これらは、愛知県が変更決定をする路線となります。

廃止する(都)岩堀線との交差部分を赤い丸で囲っております。(都)岩堀線の廃止に伴い、これらの都市計画道路との交差箇所が1箇所減ることとなることから、(都)蒲郡岐阜線においては、幹線街路との平面交差箇所数を22箇所から21箇所に、(都)生平幸田線においては、幹線街路との平面交差箇所数を8箇所から7箇所に、(都)六栗大草線においては、幹線街路との平面交差箇所数を6箇所から5箇所に変更する、というものです。

以上で説明を終わります。

(質疑応答等)

- Q. 岩堀線は地元では住民説明も有り、前々から廃止という情報は聞いていた。中学校の運動場を横断する等、いろいろな面で難しい道路だということは聞いていた。また、横落の住宅地から萩に抜ける今の道路(農道)については、区画整理事業の中で道路決定されてくると思うので、廃止について異議は無い。廃止によりまして萩と横落の境の道路を整備してもらいたいというのが要望である。【丸山委員】
- A. 現在(仮称)萩谷地区の区画整理事業の区画整理設計とあって、道路配置、地区内とそうではない隣接地区との接続等の検討を行っている。周りとの接続を考えずに区画整理の道路配置を決めるつもりはありません。区画整理地区から横落へ出る、そして248号線へ出るタッチも考えていきたいと考えています。区画整理事業は組合施工を予定しているので、地権者の代表者の方々との意見の摺り合わせも行いながら進めていきます。【羽根渕部長】
- Q. 町道幸田萩線と町道大山元林1号線はできあがっているのか。【松本会長】
- A. はい、できあがっています。【鈴木補佐】
- Q. 今回廃止するところの真ん中の部分は一部出来ているのか。【松本会長】
- A. 過去に住宅地開発が行われた際に一部道路ができています。都市計画道路の規格通りに、新堤池のところまでできています。【山崎課長】

- Q. 都市計画道路ということで、建築制限があったかと思うが、今回の廃止に対して、地権者の方のご不満等は無かったか。【松本会長】
- A. 関係地権者の方々に昨年 2 月に説明会をさせていただいた。特にご不満は無く、よろしくということで説明会は終わりました。【山崎課長】
- Q. 鉄筋コンクリートで作りたいかった、3 階建てを作りたいかったのに、という要望は特に無かったか。【松本会長】
- A. 特段ありませんでした。【山崎課長】
- Q. 今回の廃止によって、農地がどれくらい変わるのか。【山口委員】
- A. 今回の道路の変更では農地に影響はありません。区画整理事業が進むと荻一帯の農地が宅地化されることとなる。【山崎課長】
- Q. 国が土地改良事業の長期契約を見直している。そういうこともあるので、農地がどれくらい変わるのか、調べておいて欲しい。【山口委員】
- A. わかりました。【山崎課長】
- Q. 岩堀線が一部開通している先が狭い道路である。区画整理が始まると横落の民家を通して生平幸田線に抜けるということも有ると思う。そういうことも念頭において、区画整理事業の道路計画を進めて欲しい。生活道路であり、通学にも使っているのが危険が伴う。【丸山委員】
- A. 今の部分は区画整理事業の地区外となりますが、建設部の事業で道路改良を行いたいと考えています。全ての路線を拡幅する必要は無いでしょうから、路線を限定して、必要に応じてやっていきたいと考えています。同様に、先程岩堀線を代替すると説明した町道幸田荻線ですが、片側歩道であります、これからメインとなってくる道路ですので拡幅整備をしたいと考えております。岩堀線を廃止することによって代替する道路の機能強化は町事業で考えていきます。【羽根渕部長】

(2) 報告事項

①幸田町スーパーシティ構想提案について（近藤再任用職員）

昨年 5 月に国家戦略特別区域法が改正されて 9 月に施行されましたスーパーシティ型国家戦略特別区域への採択を目指して先月 16 日に内閣府へ提出した内容であります。このスーパーシティというのは、AI やビッグデータ先端技術を活用した行政手続きや移動モビリティ、公共交通、医療福祉～教育等幅広い分野で利便性を向上し、そのために複数分野の先端的サービス実現のためのデータ連携基盤を通じて様々なデータ連携・共有するものです。そのための大胆な規制改革を同時・一体的・包括的に推進するものです。スマートシティと似ていますが大きく異なるのが、実験ではなく実装、単発ではなく複合的、包括的にあらゆる省庁が一体となって取り組む。それがスーパーシティと言えます。特にコロナ禍における日本のデジタル化の遅れが露呈したことにより、このような先端的サービスをしっかり実装したまちづくりが求められ地方創生事業として取り上げられているものであります。従いまして、幸田町におきましても今年度からスタートする第二期幸田町まち・ひと・しごと創生『総合戦略』の事業展開における複数分野が相互連携して横断的に取り組む 6 つの事業の一つに掲げているものであります。

特に、幸田町では令和元年度に土地利用計画の見直しを10年ぶりに行っておりませんが、その中で深溝海谷地区東光寺から形原へ行く蒲郡市との境にある地区ですが、その丘陵地の農地が高齢化による後継者不足、生産性の悪さから大規模な耕作放棄地となっているところを何とかできないかという地域の声と、深溝地区はご存じのとおり深溝断層もあり負の遺産があるわけですが、それだからこそ防災意識がどこよりも高い地区であることから防災をテーマにまちづくりができないか、という名古屋大学福和先生のご助言もいただきながらスタートしたものであります。土地利用計画は市街化区域とか市街化調整区域、農業振興地域という議論を超えた防災モール・防災公園を拠点としたエリア限定のスーパー特区としてできないかという発想であります。

今までのようなコンパクトなまちづくりだと人口密度をある程度密にして公共投資を集中させることに重点を置いてきましたが、コロナ禍によつてリモートとかオンライン、在宅ワーケーションとかグランピング、テイクアウトとか宅配、自動走行、ドローン配達、シェアリングサービス、都市よりも田舎といった趣向が高まり、必ずしも人口密度を求めるのではなく、ある程度デイスタンスのある土地利用も防災スーパーシティであればありうるのではないかといった考え方です。新しい技術、企業の知恵や資本を活かした防災産業として成り立つ取組を描き、そのための先端的サービスを駆使してデータ連携基盤や大胆な規制改革を同時・一体的・包括的に推進するものであります。この前提には、どこでも良いというのではなく、コンセプトをしっかりと提示し、ここにしかないというアプローチが必要ということでこの基本方針を作成しているものであります。

構想エリアとしては、東光寺周辺の40haと海谷集落30haの合わせて70haを描いているものです。特にこの基本方針は産官学金連携のもとで、昨年11月から12月にかけてこういった考え方に賛同していただける企業の方に公募したところ多くの参加と、さまざまな提案をいただきましたので、それをまとめ上げ、地域の方や企業とのワークショップにより作ってきたものです。この取組基本方針は、今後国の審査で6月頃に全国5団体程度が決定されると聞いており、さらに9月以降に追加募集もあると聞いておりますので、さらに検討を深めていく予定です。国に採択されれば、あらためて国と自治体が新たな構想を練り直していくものですが、採択されなかったとしても、このような土地利用計画を描くことでコンパクト&ネットワークにプラス防災スーパーシティとしての土地利用を描くものでありますのでよろしくお願いたします。

②都市計画関連事業の今後の予定について（鈴木補佐）

都市計画関連事業の今後の予定について、説明させていただきます。右肩に資料5と記載してある資料をご覧ください。

それではまず、「ア 幸田荻谷地区市街化編入について」説明させていただきます。幸田荻谷地区につきましては、約15.2haの拡大市街地として市街化編入を予定しています。都市計画マスタープランの土地利用計画では、本地区は一体的市街地誘導地区としており、市街地形成が望まれる地区であります。令和2年3月末現在、土

地区画整理事業を施工することに対する地権者の仮同意が 85%以上であるため、昨年度、区画整理事業を前提として、市街化編入に向けた都市計画決定図書及び関係機関との協議のための資料作成を行っております。今年度は農政、治水、環境部局との協議・調整、原案の作成を行い、令和 4 年度には告示をすべく手続きを進めております。

続きまして、「イ 都市計画道路(深溝西浦線)の見直しについて」説明させていただきます。(都)深溝西浦線の整備状況につきましては、幸田町地内は蒲郡市境の数十メートル(歩道なし)を除き、計画幅員で整備済みであります。この未整備区間は市街化調整区域であり、町内区域内に民家は無く、一定の交通機能が確保されている状況があります。このため、現在の道路に計画道路の代替性があることから、県道西尾幸田線との交差点である、深溝苧谷門信号から蒲郡市境界までの一部を、廃止する区間と考えております。また、蒲郡市内は同じように幸田町との境界付近が未整備となっているほか、西浦地内(主に市街化区域内)も未整備となっています。蒲郡市は、形原温泉信号から幸田町境界までの同路線の一部の計画廃止に向け事務を進めているところでありまして、幸田町におきましても蒲郡市と歩調を合わせ、幸田町地内の計画廃止に向け事務を進めているところであります。

続きまして、「ウ 地区計画の状況について」説明させていただきます。黄色で塗りつぶしました、須美の企業庁開発となる須美前山工業団地の地区計画につきましては、令和元年度から区域内の配置計画を再検討していたため時間を要していましたが、昨年度、計画もかたまつたため今年度以降法手続きに入っていく予定であります。また、水色で塗りつぶしました、須美の東山につきましては、既存工場敷地に隣接する区域において、中村精機(株)より令和 2 年 11 月都市計画法の提案制度に基づき、地区計画を設定する都市計画の決定を提案する提案書が提出されました。令和 3 年 2 月に町で評価委員会を開催した結果、反対意見や一部修正の意見もないため、提案に基づき地区計画設定の法手続きを進めていく方針であります。

続きまして、「エ 深溝里地区の用途地域変更について」説明させていただきます。深溝里地区の区画整理事業につきましては、平成 22 年 12 月に市街化編入され、その際の用途地域は暫定用途として第一種低層住居専用地域(容積率 50%、建蔽率 30%)としました。その後、土地区画整理事業の進捗を理由に平成 26 年 3 月に用途変更を行い、現在の用途地域である第 2 種住居地域となっております。しかし、国道 23 号バイパスが蒲郡 I C まで開通し、交通及び流通環境が良くなり、周辺環境が変化してきたため、国道 248 号沿線の用途地域の変更を検討しております。また、周辺住宅地の良好な生活環境を維持するため地区計画の設定も併せて検討しております。

以上で説明を終わります。

5 その他

閉会あいさつ(町長)

(閉会時間 午前 11 時 30 分)